



時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	14110037796000
法人番号	6021001030417

様式第9号の2(第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間			
その他の各種事業		株式会社グラント(本社)		(〒 242 - 0006) 神奈川県大和市南林間1-8-17 サウスクラウドビル2F (電話番号 046 - 272 - 3853)				令和3年3月1日から1年間			
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日		1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、②については320時間まで)	
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	起算日 (年月日)	令和3年3月1日
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	臨時の受注、納期の変更	事務	2人	8時間00分	15時間		45時間		360時間	
		同上	システムエンジニア	9人	8時間00分	15時間		45時間		360時間	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻		
	臨時の受注、納期の変更		事務	2人	日曜、土曜日、祝祭日・その他カレンダーによる		1ヵ月に3日		8時45分～17時00分		
	同上		システムエンジニア	9人	同上		同上		8時45分～18時00分		

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒

(チェックボックスに要チェック)





〒254-0032 神奈川県平塚市八千代町1-23 Y123ビル6階
社会保険労務士法人 **アーチス**
行政書士代表 佐藤 出
TEL 0463-72-7511 FAX 0463-72-7512



時間外労働に関する協定届（特別条項）
休日労働

様式第9号の2(第16条第1項関係)

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限り。)			
			延長することができる時間数		法定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数(6回以内に限り。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数	
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)
臨時の受注、納期の変更、納期のひっ迫	事務	2人			6回	75時間		25%	720時間		25%
同上	システムエンジニア	9人			6回	75時間		25%	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労使当事者間における事前合意										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ③、④	(具体的内容)	終業から始業までの休息時間の確保・代休の付与								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒											
(チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 令和3年2月10日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 リーダー
氏名 東 靖浩



協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(

話し合いによる選出

令和3年2月10日

使用者

職名 株式会社グラント 代表取締役
氏名 八尋和男



厚木 労働基準監督署長殿